

# 阿智村・清内路村の 合併協議について



三色に咲き分ける花桃  
く阿智村、清内路村の両村にかけて  
つながる「はなもも街道」く

## ■これまでの経緯について

平成19年6月に、清内路村から阿智村に対して、市町村合併について話し合う場創設の申入れがありました。清内路村では住民を交えて時間をかけて協議を重ね、将来地域が自立的に存在していくためには阿智村と合併をすることが必要と考えたことによるものです。

一方で阿智村は浪合村との合併をしたばかりで、村民が合併についてどう考えられているかわからない状況の中では慎重にならざるを得ないこともあり、合併の協議に入る前に小規模村が自立の道を模索するため、両村の議員で構成された「あり方研究会」で研究が行われました。

あり方研究会で研究協議を行う中、清内路村から合併協議への強い要請もあり、阿智村議会でも自治会懇談会等を開いて村民の意見を伺うなど十分議論を行いました。その結果、合併協議の申入れを受け任意合併協議会を設置するとの判断に至りました。

任意合併協議会では、合併をした場合に「新村」はどのような形になるのかについて様々な角度から協議し、合併をした場合の状況をとりまとめました。この資料は協議結果のまとめとなるもので、住民のみなさんが、次のステップである法定合併協議会に進むことがよいのか判断していただく資料となります。

住民のみなさんへの説明会が終了した後、清内路村では合併についての住民投票、阿智村では住民意向調査を行い、その結果をもって法定の合併協議会への移行の是非など、今後進めていくスケジュールが決まってくることになります。

## ■合併にあたっての基本的方向

### ●住民主体の自治体経営

地域住民が自主決定権を持つ行財政運営を行い、住民主体の村づくりを目指します。

### ●合併方式

編入合併（清内路村を阿智村へ編入します。）

### ●合併後の村の名前

阿智村

### ●合併期日

合併にあたっては、国や県からの財政上の特例措置があります。合併するとなれば、行財政運営の面から、この特例を受けることのできる期間内での合併を目指します。

現行の制度を考慮し平成21年3月末日の合併とします。

### ●清内路村役場の位置づけ

阿智村の支所とします。（職員体制は3名とし、浪合支所を見直す2年後に併せて支所機能の再検討を行ないます。）

### ●特別職・行政委員

合併時に全て失職となります。

### ●一般職員

全て阿智村に引き継ぎます。

### ●議会議員

合併の特例措置（定数特例による増員選挙）を活用し、合併時に清内路選挙区を設け、議員選挙を行います。この特例措置は1回のみとします。

### ●農業委員

合併の特例に関する規定を適用し、次回の任期まで（平成23年7月）清内路地区で1名選出します。

### ●合併後の行政サービスと負担の水準

阿智村の水準を基本とします。

### ●行政区の取扱い

現在の阿智村の部落体制に清内路地区で編成する9部落を追加します。

### ●地域自治組織の設置の取扱い

清内路村で1つの自治組織を立ち上げ、阿智村の組織に追加します。

### ●「新しい村づくり」について

各地域に特色ある、持続可能な「新しい村づくり」について、村民の皆さんと共に考えていくため、阿智村と清内路村両村で「新しい村づくり会議」を設置しました。

会議では、両村住民の代表者により、新しい村の地域振興の計画やそのための政策などについて協議を進め、新村建設計画に反映します。合併後の新しい村づくりは、この新村建設計画に基づいて実施します。

- ・ 両村が持つ観光資源、農林業などの有機的な連携・活用による産業の振興など
- ・ 各地域の独自性を活かした地域づくりについてなど

また、清内路村には自治組織を組織して、地域の独自性や自治が、持続されていく取組を進めます。

## ■阿智村と清内路村の主な行政サービスと負担について

阿智村・清内路村任意合併協議会では、両村で水準が異なる行政サービスと住民負担を、合併時にどう取扱うかを協議しました。その結果のうち、主な項目を以下に示しています。

協議においては、両村で水準が異なる場合には合併時に阿智村に合わせることを原則としましたが、特別な理由によりただちに合わせることが適当でないサービス・負担については、経過期間を設けた上で、清内路地区は現行水準のままとする場合があります。

なお、今回の合併では、阿智村住民の負担は変わりません。

※サービスの負担額等は、平成19年度現在又は18年度決算の数値を元に算出しています。

### 1 暮らし

#### (1) 税金

(固定資産税)

	税 率	例) 課税標準額 650万円の場合の年額
阿 智 村	1. 4%	9万1,000円
清 内 路 村	1. 7% ※超過課税を適用	11万500円



合併時に阿智村の基準に合わせます。

#### (2) 公営住宅

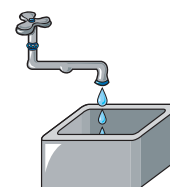
	戸 数	家 賃
阿 智 村	176戸	3,600~40,000円
清 内 路 村	44戸	5,000~30,000円

家賃は現行どおりとします。(合併による変更はありません。)

#### (3) 公共交通

阿 智 村	巡回バス 西部コミュニティバス
清 内 路 村	巡回バス (清内路村~阿智村)

当面は現状どおりとし、阿智村の新交通システムの研究に合わせて調整します。



## 2 水道料・下水道使用料

### (1) 水道料

	基本料金	超過料金		
阿智村	8 m <sup>3</sup> まで945円	9～20m <sup>3</sup>	21～50m <sup>3</sup>	51m <sup>3</sup> ～
		120円/m <sup>3</sup>	150円/m <sup>3</sup>	160円/m <sup>3</sup>
清内路村	10m <sup>3</sup> まで1,500円	11m <sup>3</sup> ～		
		100円/m <sup>3</sup>		

※阿智村ではこの他に量水器使用料がかかります。

	標準家庭（4人30m <sup>3</sup> 使用） の場合の月額
阿智村	3,965円
清内路村	3,500円



合併時に阿智村の  
基準に合わせます。

※阿智村は量水器使用料（13mm単価80円）が含まれています。

### (2) 下水道使用料

	賦課方式	基本料金	超過料金等	
阿智村	従量制	8 m <sup>3</sup> まで 1,200円	9～20m <sup>3</sup>	21m <sup>3</sup> ～
			150円/m <sup>3</sup>	160円/m <sup>3</sup>
清内路村	定額制	世帯割 1,800円	人頭割	
			800円/人	

	標準家庭（4人30m <sup>3</sup> 使用） の場合の月額
阿智村	4,600円
清内路村	5,000円



賦課方式が異なることから、  
2年間の経過措置後に阿智村  
の基準に合わせます。

### 3 医療・福祉など

#### (1) 国民健康保険税

	賦課方式※	一人あたり 調定額	財源調整基金 (一人あたり)
阿智村	4方式 (資産割あり)	5万7,863円	1億4,965万円 (57,863円)
清内路村	3方式 (資産割なし)	4万2,726円	4,717万円 (148,817円)



合併時に阿智村の基準に合わせます。基金は阿智村に引き継ぎます。

※賦課方式が異なるため税額の単純比較はできません。

#### (2) 介護保険料

	基準額 (年額)
阿智村	4万9,200円
清内路村	5万4,000円



合併時に阿智村の基準に合わせます。



#### (3) 保育料

	例) 児童1人(3歳以上児)で 所得税課税額が4万円の世帯の場合の月額
阿智村	1万5,300円
清内路村	1万1,000円



合併時に阿智村の基準に合わせます。  
(清内路の保育所は存続します。)



※阿智村では平成20年度から、第3子以降の3歳児以上の保育料は無料です。

#### (4) 福祉医療

	医療費の支給
阿智村	次の対象者に医療費を支給しています。 (対象者) 小中学生、精神障害者、特定疾患認定者
清内路村	(対象者) 小中学生



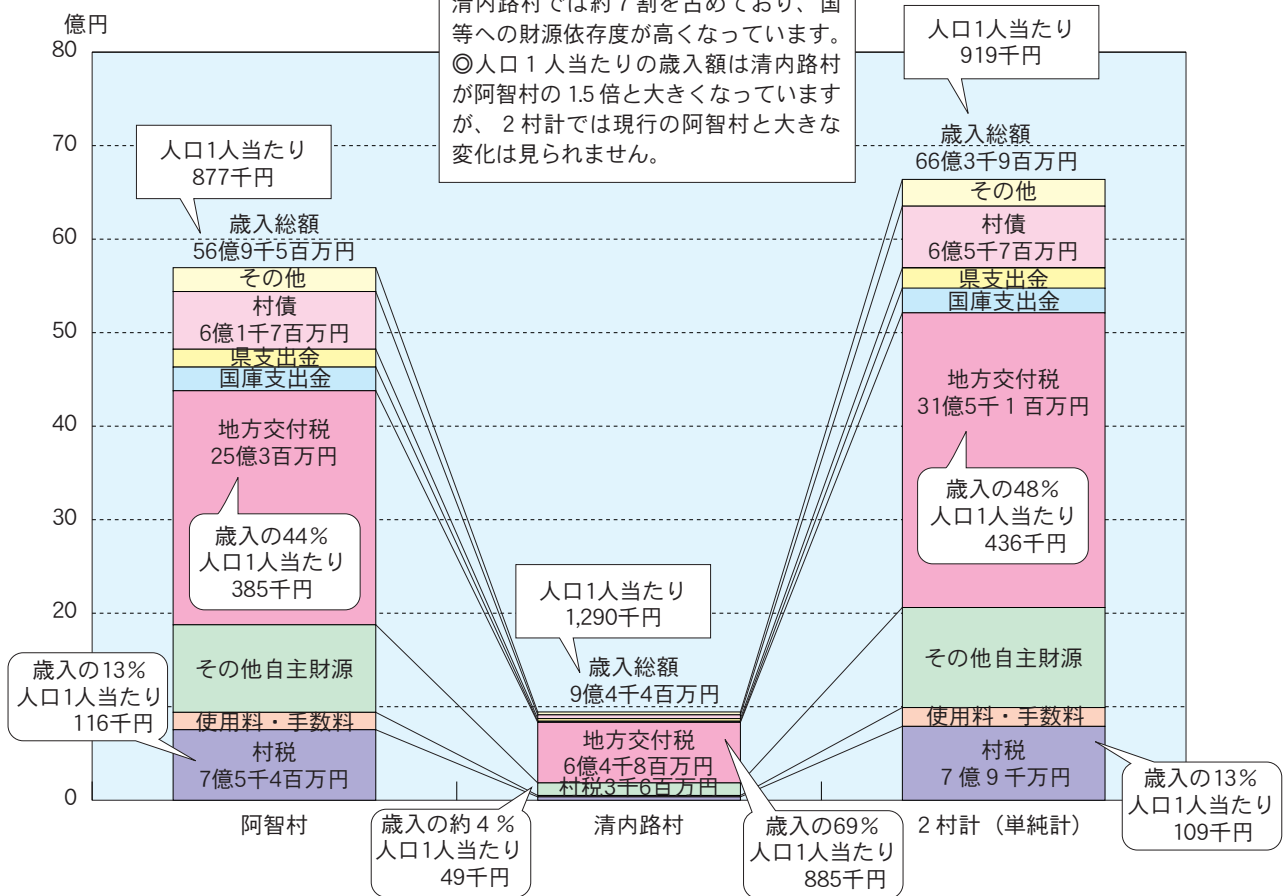
合併時に阿智村の基準に合わせます。

#### (5) 診療所

清内路村の国保診療所はそのまま維持します。

## 阿智村・清内路村の財政のすがた

### 歳入（平成18年度決算額）

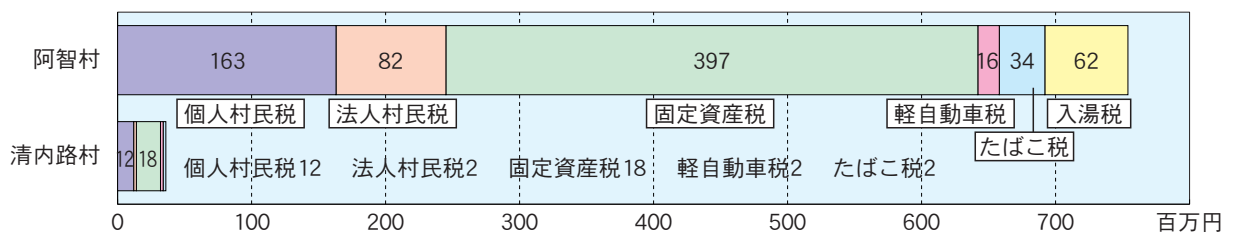


### 【平成18年度歳入決算額】

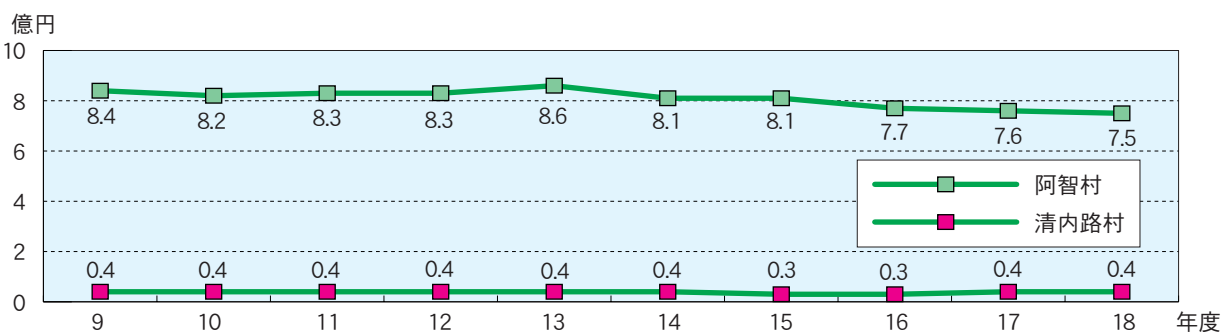
（単位：百万円）

	村税	使用料・手数料	その他自主財源	地方交付税	国庫支出金	県支出金	村債	その他	計	自主財源比率
阿智村	754	186	936	2,503	253	191	617	255	5,695	32.9%
清内路村	36	15	134	648	12	28	40	31	944	19.6%
2村計	790	201	1,070	3,151	265	219	657	286	6,639	31.0%

### ◇税収の内訳（平成18年度決算額）

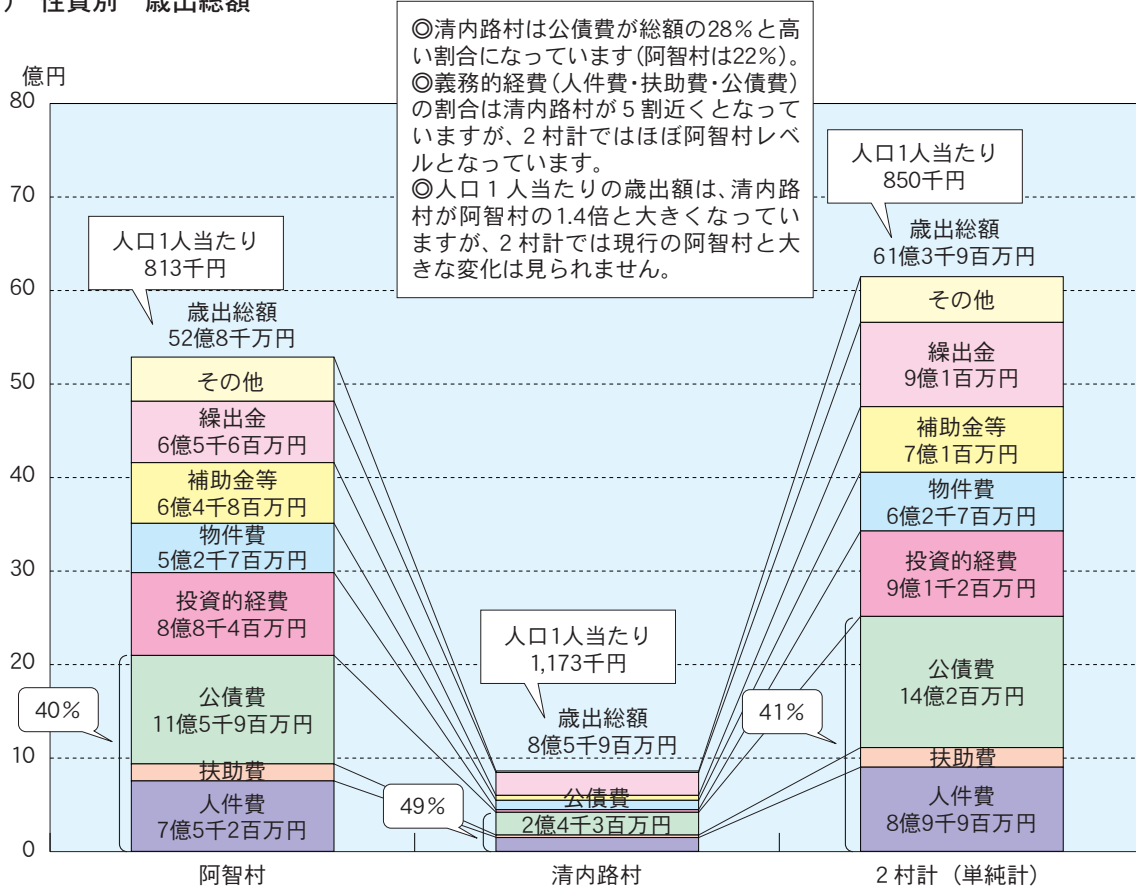


### ◇税収の推移（実績）



## 歳出（平成18年度決算額）

### (1) 性質別 歳出総額

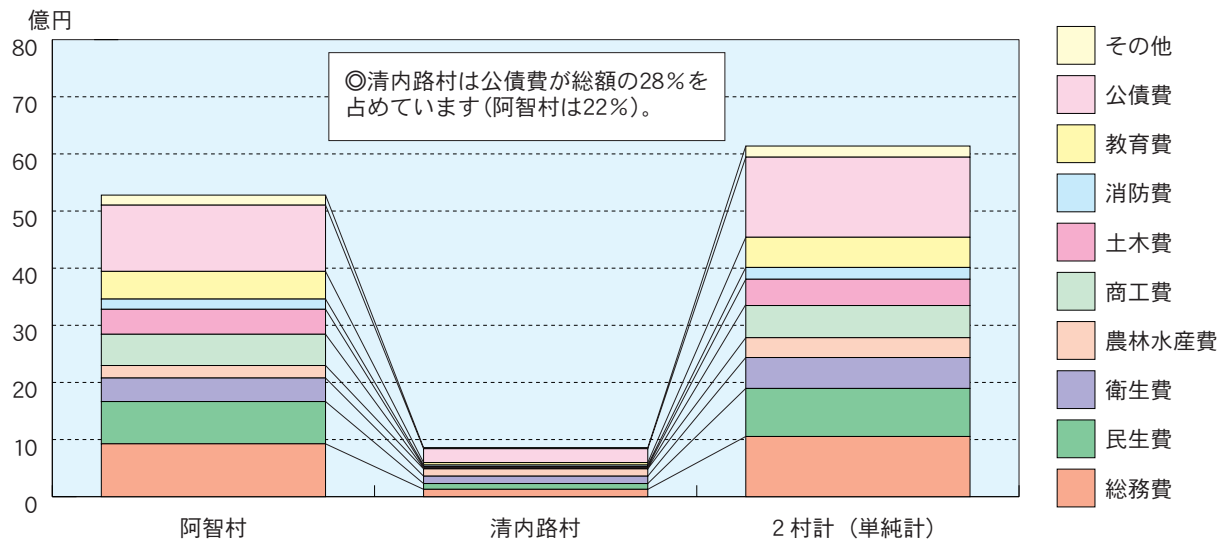


### 【平成18年度性質別歳出決算額】

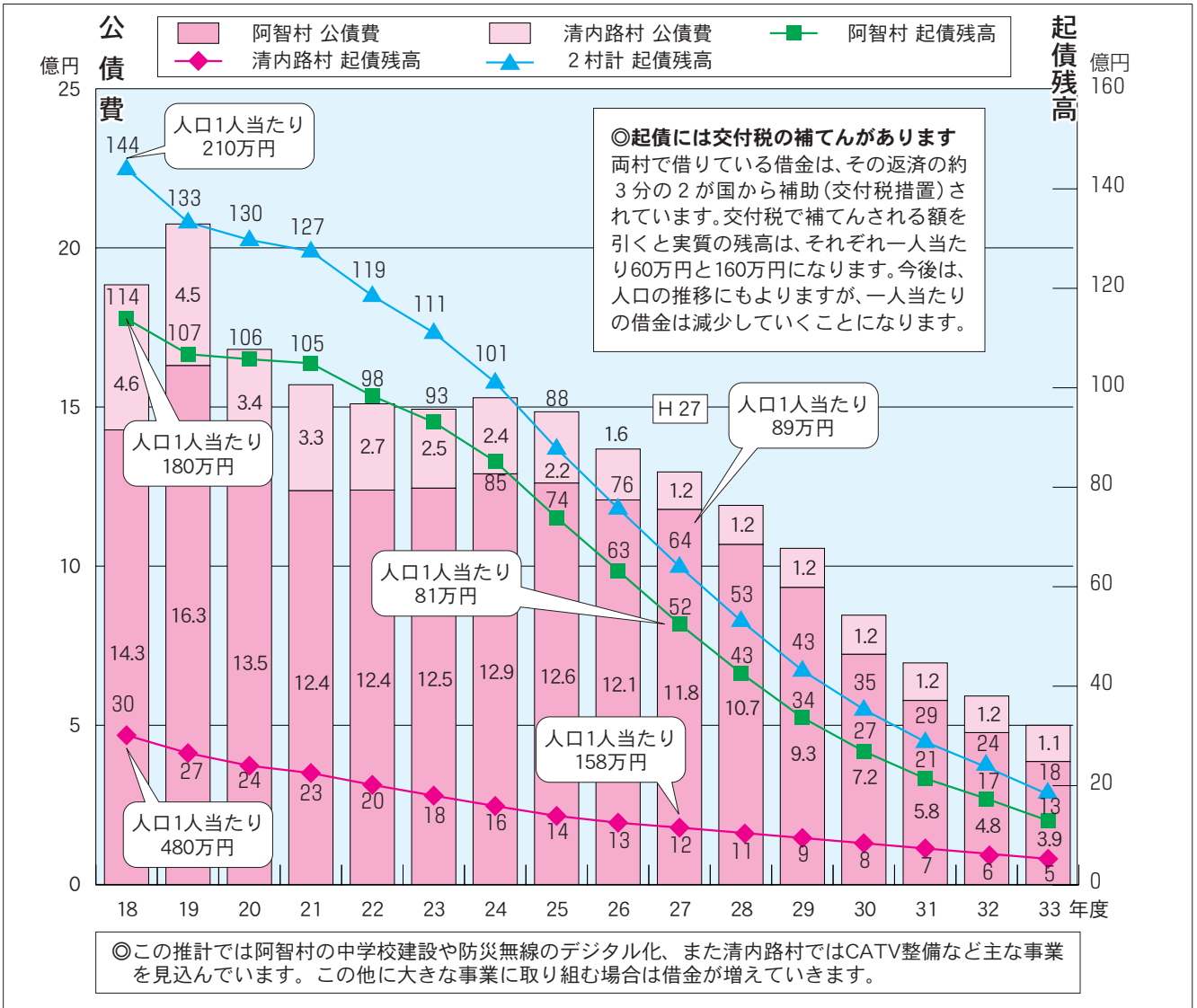
(単位：百万円)

	人件費	扶助費	公債費	投資的経費	物件費	補助金等	繰出金	その他	計	義務的経費
阿智村	752	182	1,159	884	527	648	656	472	5,280	39.6%
清内路村	147	27	243	28	100	53	245	16	859	48.5%
2村計	899	209	1,402	912	627	701	901	488	6,139	40.9%

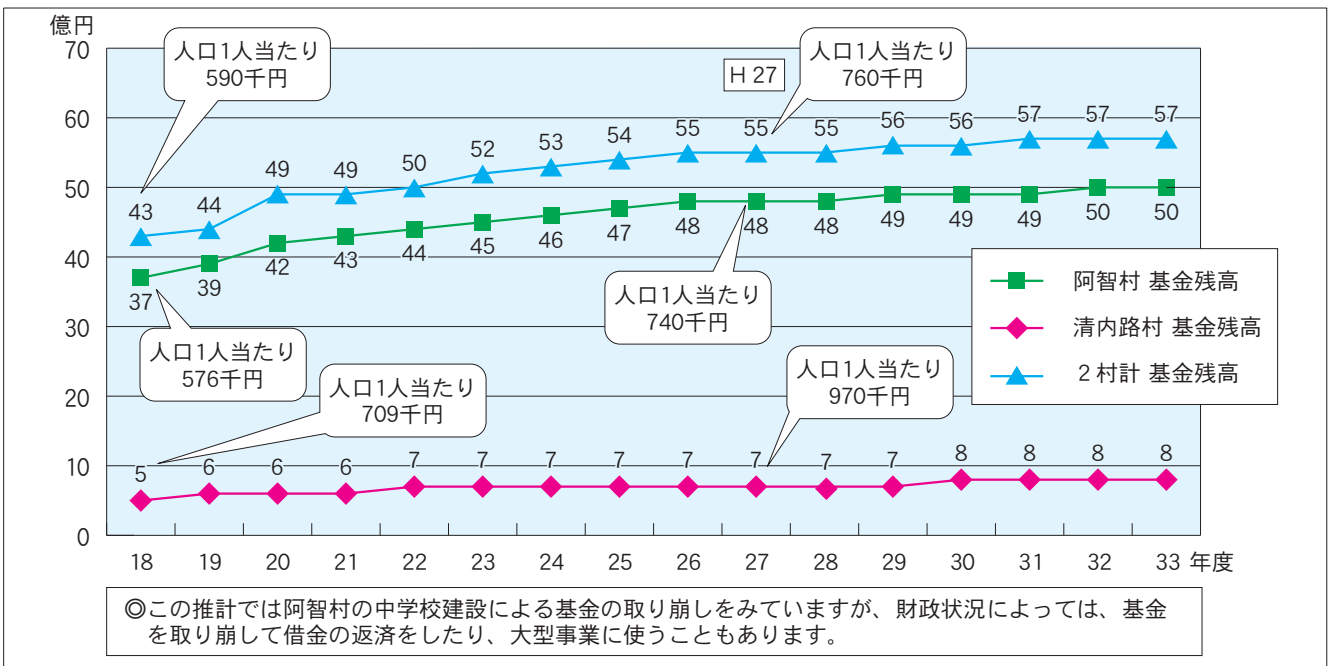
### (2) 目的別 歳出総額



公債費（借金の返済額）と起債（借金）残高の推移 [全会計]



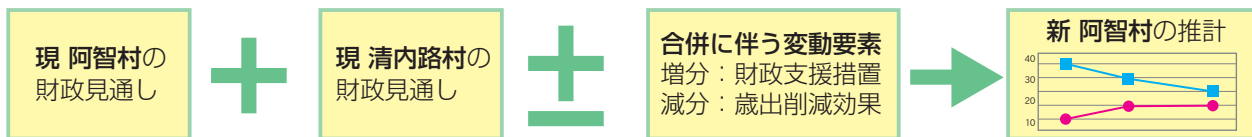
基金（貯金）残高 [全会計]



## ■阿智村・清内路村の合併後の財政状況（試算）

### 試算の考え方・前提条件

- 試算の期間は、平成17年度～平成33年度（合併想定年度は平成20年度末）としました。
- 各村の財政運営を継続する場合の財政見通しの単純計をベースとして、合併に伴う変動要素を加味しました。



### <具体的な試算条件は次のとおりです。>

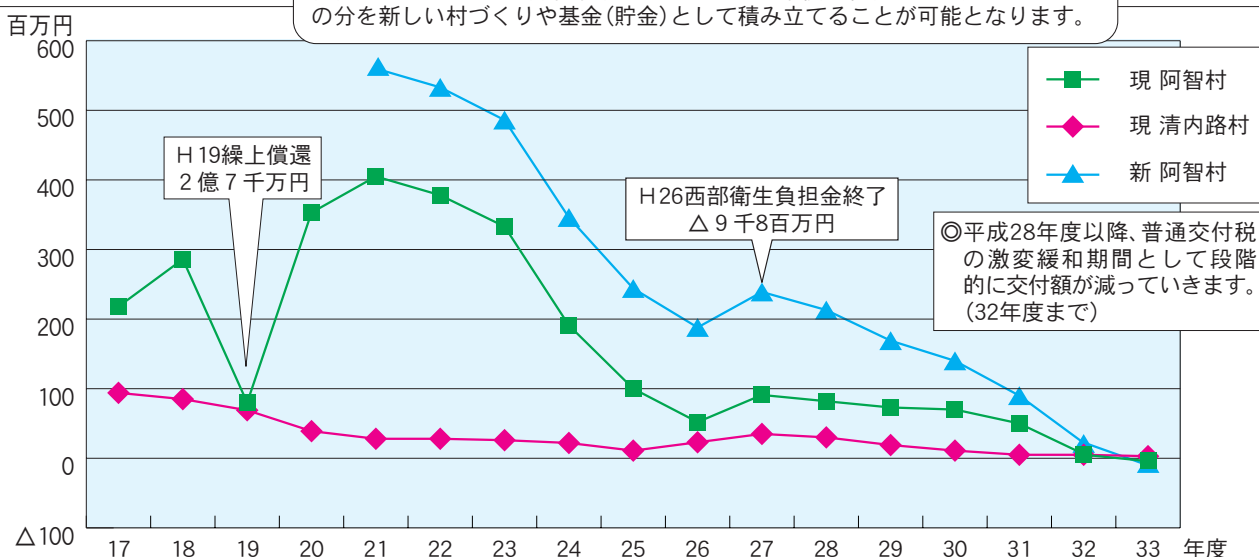
- ☆歳入は各村同様の方法で見込み、歳出は現行の住民負担や行政サービスを継続する場合の見通しを試算（現阿智村は、旧浪合村との合併による普通交付税の算定方法の特例（合併算定替）による10年間+5年間を考慮し算定。※特例期間の終わる平成33年度には一本算定で算出した数値となる）
- ☆繰越金の2分の1を翌年度基金に積立
- ☆合併に伴う変動要素は、次のとおり試算
  - ・普通交付税の算定方法の特例（合併算定替）については、合併後7年間は各村試算値の合算額とし、その後5年間で1億2千万円を縮減すると仮定
  - ・その他合併に対する財政支援措置（県の補助金を除く）を加味。
  - ・歳出削減については、人件費（特別職・村議会議員等）、物件費、補助・負担金等に係る経費の減を想定
- ☆行政運営の中心となる「普通会計」について作成

### 収支（歳入歳出差引額）の推移 ～試算結果～

（単位:百万円、単年度収支）

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
現 阿智村	218	286	80	353	405	378	333	191	100	52	91	82	73	70	50	6	△5
現 清内路村	94	85	69	39	28	28	26	22	11	23	35	30	19	11	5	5	3
2村単純計					433	406	359	213	111	75	126	112	92	81	55	11	△2
影 響 額					127	127	127	133	133	113	113	101	77	59	35	11	△1
新 阿智村					560	533	486	346	244	188	239	213	169	140	90	22	△3

合併することにより『新阿智村』では、この間に累積11億円以上の黒字となり、その分を新しい村づくりや基金（貯金）として積み立てることが可能となります。



この試算は一定の条件の基での推計であり、条件が変われば良くも悪くも変動するものです。特に、収入の多くを占める地方交付税の動向により、財政運営は大きく左右され試算結果は大きく変わっていきます。

## 国・県の財政支援措置

種 類	財政支援措置（〈 〉は措置額の試算値）
地 方 債	合併推進債（充当率90％、交付税算入率40％）
地 方 交 付 税	普通交付税（算定方法の特例－合併算定替－） 合併後7年間は、合併がなかったものと仮定して、毎年度旧村ごとに算定した額の合算額が保障され、その後5年間かけて新村としての算定額まで縮減される。 普通交付税（合併直後の臨時的経費）〈5か年で約1.3億円〉 特別交付税（合併移行・準備経費の2分の1等）
補 助 金	長野県の新市町村合併特例交付金（10年間で2億円）

## 合併に伴う経費削減について（前ページの試算に反映したもの）

### （1）合併により削減される歳出経費

2村が合併した場合に必然的に削減できる経費として、次のものを見込みました。  
（各村の現時点での行革等による経費削減については、試算の基礎として反映済みです。）

項 目	内 容	年間の歳出削減額
人 件 費 の 削 減	理事者、議員（6人から2人に）、農業委員等の削減（H21～）	5,700万円
物 件 費 の 削 減	交際費・電算委託料・需用費などの縮減（H21～）	3,200万円
補助・負担金の削減	南信州広域連合ほか団体負担金の縮減（H21～）	3,000万円
計		1億1,900万円

合併により、こうした固定的な経費の負担が軽減され、合併後の13年間で約11億円程度の財政的余裕が生じることとなります。合併によって生まれるこの財源は、基金積立や地域振興施策など新しい村づくりに充てることも可能です。

ただし、合併するにあたり戸籍・電算システムの統合（約1億円）など合併準備や統合による臨時的経費が必要になります。

### （2）職員数について

平成20年4月1日現在の両村の職員数は、阿智村88名（医師を除く）、清内路村13名、合計で101名となっています。今回の合併での交付税の特例措置が終了する平成27年度末までに、26名が定年退職を迎えます。この間、現業職は不補充、専門職は補充、一般行政職については退職者の3分の1を目安に補充し、その時点の職員数を85名と計画しており、現在の阿智村の職員数と比べ3名下回ります。職員数については、今後、機構・業務の見直し等行政改革を進めるなかで削減に努めます。

## おわりに

前ページのシミュレーションでは、歳入面で普通交付税の減額を厳しく見込んでいることもあり（15年間で△30％）新村のグラフも右下がりになり財政的余裕がなくなりますが、この間基金の蓄えは大きく上昇しており、これを財源に繰上償還等を行うことによりグラフの下落幅を緩やかにすることも十分可能です。

いずれにせよ引き続き行財政改革を行い、財政の健全化に努めなくてはなりません。

合併する場合の経費削減方法については、現在両村で実施されている住民サービスや独自の地域振興施策などの事務事業について、住民の意向に沿いながら、それぞれの村づくり計画との整合性を図り、合併協議会で検討していきます。